

令和5年9月12日

各団体責任者 様

鳥取県立米子西高等学校長
(公印省略)

学校体育施設(体育館及びグラウンド)使用許可申請について(御案内)

このことについて、鳥取県立学校体育施設開放要綱(以下「開放要綱」という。)に基づき本校第一体育館及びグラウンドを開放しております。つきましては、使用を希望する団体責任者は、下記のとおり申請してください。

なお、第一体育館は、10月から11月まで床改修工事を予定しているため、開放期間は12月からとなります。御了承ください。

記

1 開放期間等

場所別	第一体育館	グラウンド
期 間	令和5年12月1日(金)から 令和6年3月31日(日)まで	令和5年10月1日(日)から 令和6年3月31日(日)まで
曜 日	各団体の希望する曜日のうち週1日	土、日曜及び祝日のうち希望する日
時 間	午後7時30分から午後10時までの 時間内	昼間の教育活動等で使用しない時間 (別途協議)
その他	学校の教育活動等により開放できない日があります。	

2 提出書類

- (1) 鳥取県立学校体育施設使用団体届出書(様式第1号)
- (2) 教育財産使用許可及び使用料減免申請書(様式第3号)
(使用期間の「使用計画書」を添付すること)

3 受付期間および場所

- (1) 特定受付期間 令和5年9月13日(水)から令和5年9月21日(木)まで
受付時間: 午前8時30分から午後4時30分まで(土、日曜及び祝日除く)
郵送による場合は令和5年9月21日(木)必着
- (2) 場 所 米子西高等学校事務室窓口
- (3) その他期間 3(1)終了後については、土、日曜及び祝日を除く午前8時30分
から午後4時30分まで

4 決定方法及び通知

- (1) 第1希望日が他団体と重複しなかった場合は、特定受付期間終了後速やかに許可書を発行し通知します。特定受付期間中、第1希望日が他団体と重複した場合は抽選(くじ引き)により決定します。抽選日時を対象団体のみ後日連絡します。
- (2) 特定受付期間後は、使用可能日については書類を受け付け、先着順で決定します。

5 その他

- (1) 体育館では、サッカーボールの使用を禁止します。(フットサルボール使用可)
- (2) 使用にあたっては、開放要綱に従ってください。
- (3) 体育館の鍵の受渡しは、使用日当日(土日祝日の場合はその直近の平日)の午前8時30分から午後4時30分までとします。この時間以外に鍵の受渡しを希望する場合は、必ず事前に御連絡ください。